

職員の健康管理に関する訓令等の運用について（例規）

最終改正 令和6.9.24 例規厚第22号
京都府警察本部長から各部長、各所属長あて

この度、職員の健康管理に関する訓令（昭和48年京都府警察本部訓令第22号。以下「健康管理訓令」という。）を制定したこと及び現行の関係規程を整理統合して病気休暇、出産休暇、指定病気、休職等の取扱いの適正を図る必要があることに伴い、みだしのことについて下記のとおり定め、昭和48年12月1日から実施することとしたから、誤りのないようにされたい。

なお、次に掲げる例規通達は廃止する。

病気等の場合における休暇の取扱い等について（昭和36.8.25：6京務第1274号、6京厚第212号）

健康管理事務等の取扱について（昭和35.8.15：京厚第212号、5京務第1329号）

記

第1 健康管理訓令の運用について

1 改正の趣旨

職員の健康管理については、京都府警察職員健康管理規程（昭和35年京都府警察本部訓令第17号。以下「旧規程」という。）に基づいて実施してきたところであるが、旧規程の制定当時に健康管理の重点としてきた結核が減少した反面、新たに成人病が増加してきたこと及び昨年10月には労働安全衛生法（昭和47年法律第57号。以下「法」という。）が施行されたこと等に伴い、これらの実情に即した健康管理を具体的に推進するため、旧規程を全部改正し、よつて勤務能率の向上を期することとした。

2 運用上の留意事項

(1) 職員の責務について（健康管理訓令第3条関係）

職員は、指示された健康診断を受ける等「健康管理上の必要な措置」に従わなければならぬ。

(2) 衛生管理者等について（健康管理訓令第7条関係）

健康管理者は、衛生管理者又は衛生推進者を選任又は変更した場合は、官職、氏名、年齢、免許の有無、変更時の理由等を総括健康管理者（以下「総括管理者」という。）に電話報告（厚生課長経由）するものとする。

(3) 所属産業医について（健康管理訓令第8条関係）

ア 所属産業医は、法第13条第2項に規定する医師で、職員の健康管理等を行うのに必要な医学に関する知識を備えた者とする。

イ 所属産業医の任期は、1年以内とし、かつ、委嘱された日の属する年度の末日までとする。ただし、再任を妨げない。

(4) 健康診断の実施等について（健康管理訓令第22条関係）

ア 健康診断の通知

総括管理者は、健康診断を行うときは、あらかじめ日時、場所、検査項目その他必要な事項を健康管理者に通知するものとする。

イ 健康診断結果の通知

(ア) 総括管理者は、健康診断（雇入時健康診断を除く。）を実施したときは、受診結果を健康管理者及び受診者に通知するものとする。

(イ) 総括管理者は、雇入時健康診断を実施したときは、必要に応じて、受診結果を警務部警務課長（以下「警務課長」という。）に通知するものとする。

(5) 措置区分の決定、通知等について（健康管理訓令第24条関係）

ア 措置区分の通知

措置区分の通知は、健康管理者に対しては職員情報システムへの登録をもつて行い、当該措置区分の対象となる職員に対しては措置区分通知書（様式第1）を送付するものとする。

イ 事後措置の手続

健康管理者が、措置区分の通知を受けた職員に対して勤務上の軽減等の事後措置を行った場合（人事異動等により健康管理者が、新たに勤務上の軽減等の事後措置を行った場合を含む。）の報告は、健康管理事後措置報告書（様式第2）により行うものとする。

ウ 人事異動に伴う確認

健康管理者は、新たに自所属に配置された職員の措置区分の有無及び内容を、職員情報システムにより速やかに確認するものとする。

(6) 措置区分の変更等の申請について（健康管理訓令第25条関係）

職員から申出のあつた措置区分の変更等の申請は、当該職員の主治医から意見を聴取した上、措置区分（変更等）申請書（様式第3）により行うものとする。

(7) 職務復帰の手続について（健康管理訓令第29条関係）

ア 健康管理者は、就務の禁止の措置を受けて療養している職員の職務復帰の手続を行う場合は、職務復帰後に当該職員が勤務に堪えうるか、再発のおそれがないか、健康管理上の問題はないか等について、当該職員及び医師に病状等を確認するとともに、可能な限り診断書にその内容の記載を求めるものとする。

イ 健康管理者は、療養のため休業中の職員の病状が快復し、職務復帰の手続を行う場合は、職務復帰後に当該職員が休業前の勤務が可能か、健康管理上の問題はないか等について、当該職員及び医師に病状等を確認するとともに、可能な限り診断書にその内容の記載を求めるものとする。

ウ 健康管理者は、職務復帰申請書に添えられた医師の診断書に基づき、必要に応じて健康管理訓令第25条に規定する措置区分の変更等の申請を行うものとする。この場合において、措置区分（変更等）申請書に添付する診断書は、当該診断書の写しとするものとする。

(8) 長期休務者の義務について（健康管理訓令第30条関係）

健康管理者は、職員の年次休暇又は病気休暇が引き続き1箇月以上にわたる場合には1箇月ごとに、当該職員が出勤した場合には速やかに、次に掲げる事項を総括管理者宛てに報告（警務課長経由）するものとする。

ア 係名

イ 階級

ウ 氏名

エ 休暇の種別及び期間

オ 休暇の理由

カ その他参考事項

(9) ストレスチェックの実施等について（健康管理訓令第34条関係）

ア 健康管理者は、ストレスチェックが、所属職員のメンタルヘルス不調の未然防止を目的として実施されることを認識し、ストレスチェック制度を円滑かつ効果的に実施するため、産業医等による助言、協力要請等に応じること。

イ ストレスチェックの結果、心理的な負担の程度が高い者として選定され、面接指導を受ける必要があると実施者が認めた職員から、健康管理者に対して面接指導の申出があつた場合は、産業医が当該職員に対する面接指導を行わなければならない。

(10) 健康診断の結果に係る書類の整備保管等について（健康管理訓令第42条関係）

ア 総括管理者は、健康診断の結果に係る書類について、施錠できる保管庫等で職員の離職後5年間（特殊健康診断の受診結果のうち、法令の規定により必要と認められるものについては30年間）保管しなければならない。

イ 健康管理者は、所属職員に係る健康診断の受診結果について、施錠できる保管庫等で5年間保管しなければならない。ただし、所属職員が離職したときは、当該期間を短縮し、廃棄しなければならない。

第2 病気休暇等の取扱いについて

1 病気休暇

(1) 年次休暇との関係

指定病気（別添参照）以外の傷病のため休暇を必要とするときは、年次休暇又は警察職員の勤務に関する訓令（昭和33年京都府警察本部訓令第9号。以下「勤務訓令」という。）第15条に規定する病気休暇のいずれを届け出、願い出てもよい。

この場合、病気休暇を願い出るときは、1日であつても医師の診断書等を必要とするが、年次休暇を届け出るときは、その期間が引き続き1週間以上にわたるときに医師の診断書等を添付すること。

なお、公務上の傷病又は通勤による傷病（以下「公傷病等」という。）により休暇を願い出る場合についても、上記のとおりとする。

(2) 病気休暇の期間通算等

病気休暇の承認を得て休務していた職員が出勤した後6箇月以内に再び同一の傷病により病気休暇の承認を得て休務するときは、その相互の期間を通算する。

(3) 病気休暇の申請

ア 警察職員の勤務に関する訓令の運用について（昭和41.5.6：1京務第618号）の例規通達の定めにより本部長に病気休暇の申請をするときは、病気休暇申請書（様式第4）により行うものとする。更新にあつても同様とするが、この場合には、病気休暇申請書の標題の右に「（更新）」と記載すること。

イ 公傷病等による病気休暇の申請は、病気休暇申請書の「30日以上の病気休暇を要するので」を「公傷病による30日以上の病気休暇を要するので」と書替えること。

ウ 病気休暇申請書の「参考事項」欄には、次に掲げる事項等について記載するものとする。

- (ア) 病気休暇に引続いた年次休暇又は病気休暇若しくは当該病気休暇の申請前 6箇月以内に同一の病気により承認された病気休暇等について、休暇の種別及びその期間
- (イ) 公傷病等による病気休暇申請にあたつては、公傷病等の認定年月日及びその認定番号。ただし、認定されていない場合は、認定請求手続き中である旨を記載すること。
- (ウ) その他病気休暇申請にあたり参考となる事項
- エ 公傷病等の該当の有無にかかわらず、病気休暇の申請又は更新にあたつては、医師の診断書（原本）を添付しなければならない。ただし、公傷病等による病気休暇の新規申請にあつては、地方公務員災害補償基金業務規程（昭和42. 12. 1：地基規程第1号）第7条の規定に基づく「公務災害又は通勤災害の認定の請求書」に添付した診断書等の写しでもよい。

(4) 申請書の送付

病気休暇申請書は、厚生課宛てに送付すること。

(5) 病気休暇の承認

ア 前記第2の1の(3)のアに規定する病気休暇の申請に対し本部長がこれを承認したときは、当該病気休暇申請書に承認期間等を記載して申請に係る所属の健康管理者に送付するものとする。

イ 病気休暇の承認期間中に申請理由が消滅し、当該職員が出勤したときは、その前日をもって病気休暇の承認期間を終了したものとする。この場合、健康管理者は、速やかに当該職員の出勤年月日その他参考事項を厚生課宛てに電話連絡すること。

2 病気等による休職

(1) 休職の申請

健康管理者は、職員が病気休暇の承認を受けて休務している期間が勤務訓令に規定する病気休暇の期間を超えるに至つたときは、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条第2項及び職員の降任等の手続及び効果に関する条例（昭和26年京都府条例第32号）の規定により休職となるから、医師2名（健康管理者が指定する医師（以下「指定医師」という。）1名を含む。）の診断書等を休職申請書（様式第5）に添えて、本部長に休職の申請（警務課長経由）をすること。

(2) 指定医師等

指定医師（診断を含む。）とは、保健所並びに国立・公立の病院その他医療法（昭和23年法律第205号）第31条に規定する公的医療機関及び一般財団法人京都予防医学センターに勤務する者であり、その診断は、当該医療機関において行われたものであること。

(3) 休職の処分

休職の処分は、当該職員に対し、京都府警察職員分限取扱規程（平成15年京都府警察本部訓令第17号）の別記様式第7号に規定する処分説明書を交付して行う。

(4) 休職の更新

休職を命じられている職員については、休職を発令された日から引き続き3年を超えない範囲内において休職ができるので、必要あるときは休職申請書（標題の右に「（更新）」と記入する。）により更新手続を取ること。

(5) 休職期間の通算

休職を命じられていた職員が、復職した後6箇月以内に再び同一の傷病により休職を命

じられたときは、その相互の期間を通算する。

(6) 復職の申出

休職を命じられている職員は、病状が快復して勤務することができるようになった場合には、復職の申出をすることができる。

この場合、当該職員は、医師 2 名（指定医師 1 名を含む。）の診断書等を復職承認願（様式第 6）に添付して健康管理に提出すること。

(7) 復職の申請

ア 健康管理者は、前記第 2 の 2 の (6)の申出を受けたときは、当該職員の病状等を確認した上、復職申請書（様式第 7）に復職承認願を添えて、本部長に復職の申請（警務課長経由）をすること。

イ 本部長は、前記第 2 の 2 の (7)のアの申請を受けた場合において、支障がないと認められるときは、当該職員を復職させなければならない。

(8) 申請書等の送付

休職申請書、復職承認願及び復職申請書の本部長への提出は、厚生課宛てに各 1 部を提出すること。

別添

労働安全衛生規則（抜すい）

第3節 病者の就業禁止

第61条 事業者は、次の各号のいずれかに該当する者については、その就業を禁止しなければならない。ただし、第1号に掲げる者について伝染予防の措置をした場合は、この限りでない。

- (1) 病毒伝ぱのおそれのある伝染性の疾病にかかつた者
- (2) 心臓、腎臓、肺等の疾病で労働のため病勢が著しく増悪するおそれのあるものにかかつた者
- (3) 前各号に準ずる疾病で厚生労働大臣が定めるものにかかつた者

2 事業者は、前項の規定により、就業を禁止しようとするときは、あらかじめ、産業医その他専門の医師の意見をきかなければならない。

様式第1

(表)

措置区分通知書

所 属		氏 名		職 員 番 号	
決 定 年 月 日		年 月 日			
管理疾患				措置区分	
病 名					
就業上の措置の内容					
備 考					

(裏)

健康管理措置区分の基準表（職員の健康管理に関する訓令別表第2）

措置区分	内 容
A 1	1 医師による直接の医療行為を必要とし、入院加療又は通院加療に専念させる。 2 休暇又は休職の方法をもつて療養のため必要な期間中に勤務に就くことを禁止する。
B 1	1 医師による直接の医療行為を必要とし、通院加療又は医師の医療指導を受けさせる。 2 休暇を与え、又は当直勤務、深夜勤務、休日勤務及び時間外勤務の免除、勤務時間の短縮等の方法をもつて勤務の軽減を図る。
B 2	1 定期的に医師の観察指導を必要とし、通院加療又は医師の医療指導を受けさせる。 2 休暇を与え、又は当直勤務、深夜勤務、休日勤務及び時間外勤務の免除、勤務時間の短縮等の方法をもつて勤務の軽減を図る。
C 1	1 医師による直接の医療行為を必要とし、通院加療又は医師の医療指導を受けさせる。 2 ほぼ通常の勤務をしてよいが、当直勤務、深夜勤務、休日勤務及び時間外勤務は必要最小限とする。
C 2	1 必要に応じて定期的に医師の観察指導を受けさせる。 2 ほぼ通常の勤務をしてよいが、当直勤務、深夜勤務、休日勤務及び時間外勤務は必要最小限とする。
D 2	1 必要に応じて定期的に医師の観察指導を受けさせる。 2 健康者として勤務してよい。
D 3	健康者として勤務し、生活してよい。

様式第2

年 月末日廢棄

京都府警察本部長 殿
(厚生課長)

第 号
年 月 日
長

健康管理事後措置報告書

次のとおり措置区分に基づき事後措置を講じたので報告します。

対象職員	係名		職員番号	
	氏名		生年月日	年 月 日 (歳)
	管理疾患		措置区分	
事後措置の内容等	1 勤務制			
	2 就業上の措置の内容			
	3 治療状況			
所属長意見				
備考				

様式第3

年　月　末　日　廢　棄

総括健康管理 資料
(厚生課長)

第　　号
年　月　日
長

措置区分（変更等）申請書

次のとおり措置区分の変更・新規の判定を申請します。

対象職員	係　名		職員番号	
	氏　名		生年月日	年　月　日（　歳）
	※管理疾患		※現在の 措置区分	
申請理由				
所属長意見				
備考				

注 1 申請時には、診断書等（写し可）を添付すること。

2 「※」は、新規の判定を申請する場合は記載不要。

様式第4

年　月　末　日　廃棄

京都府警察本部長 殿
(警務部警務課長)

第　　号
年　月　日

長　印

病　氣　休　暇　申　請　書

(係名)

(階級)

(氏名)

上記の者は、次の疾病（負傷）により、30日以上の病気休暇を要しますので、承認されるよう申請します。

病（負傷）名				
発病（負傷）の年月日及び原因				
病気休暇の始期及び療養（休暇）の経過				
休暇を必要とする期間	年	月	日から	日間
	年	月	日まで	月
参考事項				

様式第5

		年 月末日廃棄	
京都府警察本部長 殿 (警務部警務課長)		第 号	年 月 日
		長	印
休 职 申 請 書			
(係名) (階級) (氏名)			
上記の者は、次の病気により病気休暇（療養・休職）中の者ですが、病状が回復しないため、今後なお休養を要すると認められますので、休職を申請します。			
病 名			
発病（負傷）の年月日 原因及びその経過			
療 養 の 場 所	(入院の場合は医療機関名を記入)		
申請前の休暇等の 種 別 及 び 期 間	(休暇等の種別) 年 次 休 暇 病 気 休 暇 療 養 休 職	(期間)	～ ～ ～ ～
参 考 事 項			
<p>注 1 医師2名（指定医師1名を含む。）の診断書を添付すること。 2 休職期間を更新するときは、標題の右に「(更新)」と記入すること。</p>			

様式第6

年 月 日
殿
(所属) (係名)
(階級) (氏名) ㊞
復職承認願
私は、(病名を記入する。)のため 年 月 日から 年 月 日
までの間、休職を命じられて休養していますが、別添医師の診断書のとおり、病状が 快復して勤務可能と認められましたから、復職の承認をお願いします。
注 医師2名(指定医師1名を含む。)の診断書を添付すること。

様式第7

年 月 末 日 廃棄

京都府警察本部長 殿
(警務部警務課長)

第 号
年 月 日

長 印

復職申請書

(階級) (氏名)

上記の者は、(病名を記入する。) のため、 年 月 日から休職を
命じられて休養していますが、別添の復職承認願のとおり、経過良好で病状も快復
し、勤務に支障がないものと認められますので、復職を申請します。

記

- 1 復職後における人事管理についての意見
(健康管理、勤務時間、勤務配置、生活指導等)
- 2 その他参考事項